

入札監理小委員会における審議結果報告 独立行政法人日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の 管理・運営等業務

独立行政法人日本学生支援機構の設置する兵庫国際交流会館の管理・運営等業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

独立行政法人日本学生支援機構が設置する兵庫国際交流会館における①入居者受入れ・管理・厚生補導業務、②会計業務、③施設管理業務、④涉外業務、⑤窓口業務を実施

平成 21 年度に事業選定された事業であり、市場化テストは第 3 期目。

第 1 期：平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月までの 2 年間

第 2 期：平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月までの 3 年間

○実施施設

兵庫国際交流会館（神戸市中央区）

管理棟：RC 地上 4 階、单身棟：SRC 地上 9 階、夫婦棟：SRC 地上 9 階
（敷地面積 4, 123. 59 m²、延床面積 10, 371. 89 m²）

○事業期間

令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月までの 2 年間（第 3 期）

※中期目標及び中期計画の終期と事業期間の終期を合わせるため、事業期間を 3 年間から 2 年間に変更

○事業の目的

当該施設は、国際交流の拠点として、外国人留学生に対して生活及び居住の場を提供することにより、勉学その他の学生生活を支援するとともに、様々な交流事業の実施によって、居住者相互や外部の学生等（地域住民やボランティアなど）との交流を促進することを目的として設置された。

この設置目的を十分理解した上で、民間事業者の創意工夫を発揮して、外国人留学生の生活支援等を行うとともに、施設の警備、清掃等の保守管理の効率的、効果的な運営等を実施する。

(2) 選定の経緯

本事業は、民間事業者に委託するものとされ、公共サービス改革基本方針（平成 21 年 7 月 10 日閣議決定）別表において平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの事業期間として選定された。

事業実施期間中の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」により平成 23 年度までに廃止することとされた

ため、平成 23 年 9 月の第 79 回官民競争入札等監理委員会にて、実施期間を 1 年間短縮したうえで、市場化テスト終了事業として整理した。

兵庫国際交流会館の大学・民間等への売却に向けた取組が進まず、「独立行政法人改革等に関する基本的方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」において、兵庫国際交流会館については、「機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。」とされた。

本事業は、一時的に市場化テストの対象から外れたものの、結果的に事業が存続することとなったため、平成 26 年度公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）において、「今後の国の政策等を踏まえ、国際交流会館の運営方針及びサービス内容等について検討する必要があることから、その検討結果等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、民間競争入札の導入時期について検討し、平成 29 年度末までに結論を得る。」とされ、平成 30 年度公共サービス改革基本方針（平成 30 年 7 月 10 日閣議決定）別表において、平成 31 年 4 月から平成 34 年 3 月までの事業期間として選定された。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

競争性に課題が認められ、本事業において良好な実施結果を得られたと評価することは困難であると評価されたところ、論点と対応結果は、以下のとおり。

【論点】

業務従事者に求める要件において、「英語力を有する者を少なくとも 1 名配置すること。」となっているが、通訳アプリなどを活用するなどにより、要件の緩和ができないか検討が必要

【対応】

英語力を有する者の資格要件を次のとおり緩和

- ・ TOEFL-iBT 79 点以上→65 点以上
- ・ TOEIC 730 点以上→600 点以上
- ・ IELTS(アカデミック・モジュール) 6.0 以上→5.5 以上

また、遜色ないコミュニケーションを取り円滑に業務を遂行できる方法について、具体的かつ詳細な提案を行い、認められた場合には英語力を有する者の配置を求めないことを追加（実施要項 7/292 頁）

3. その他の修正変更について

○確保されるべき質の見直し（実施要項 22/292 頁）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、兵庫国際交流会館の施設を会議等で使用する者が大幅に減少し、また、今後も大幅な使用の増加が見込まれないことから、新規に入札を検討する事業者の参入の障壁になると考えることから、市場化テスト実施前の貸出施設稼働率（22.09%）を達成するよう実施するとした項目を削除

○業務従事者の資格要件を追加（実施要項 7/292 頁）
業務従事者のうち少なくとも1名は、事務職または営業を含む接客業務における指導的な立場の経験が3年以上ある者を追加

○総合評価落札方式の評価項目の追加（実施要項 26, 28/292 頁）
新型コロナウイルス感染症の予防及び陽性者発生時の対応に係る提案の項目を追加（基礎点5点、加点10点）

○実施要項の記載内容の明確化
・管理・運営業務全般に係る業務を追加（実施要項 21/292 頁）
・費用負担等に関するその他の留意事項を追加（実施要項 24/292 頁）

4. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】業務従事者の資格要件に「少なくとも1名は、事務職または営業を含む接客業務における指導的な立場の経験が3年以上ある者」を追加しているが、その必要性について再検討の必要がある。

【対応1】要件を追加することでサービスの質がより高まり、間接的ではあるが入居者数の増加につながることを考えたが、その要件の追加によって、新規事業者の参入の障壁となることから削除することとした。

（資料6-2実施要項案 7/297 頁）

（資料6-2実施要項案 別紙4（業務仕様書）84/292 頁）

【論点2】業務従事者に求める要件において、英語力を有する者の配置要件について、英語能力の緩和や遜色のないコミュニケーションを取り円滑に業務を遂行できる具体的な提案により可能としているが、英語を母国語とする入居者が少ないことなどから、英語力を有する者の配置要件について、その必要性について再検討の必要がある。

【対応2】①業務従事者の言語能力や人数の指定は行わず、入居者と必要なコミュニケーションが円滑に行えるような業務従事者の配置または利用可能な言語サービスを活用した実施体制を提案することに修正することとした。

（資料6-2実施要項案 7/292 頁）

（資料6-2実施要項案 別紙4（業務仕様書）84/292 頁）

②また、英語力を有する者の配置要件を削除したことに伴い、円滑なコミュニケーションの実施体制を確認するため、実施要項案の別紙1（評価表）及び別紙3（企画書）別添様式3-6の③業務実施体制のア.業務実施体制に「また、入居者との必要なコミュニケーションが円滑に行えるような実施体制となっているか。」を追加することとした。

（資料6-2実施要項案 別紙1（評価表）37/292 頁）

（資料6-2実施要項案 別紙3（企画書）別添様式3-6 57/292 頁）

【論点3】入居者の選考業務について、選考基準等の記載がないので、詳細の追記を検討していただきたい。

【対応3】「選考・面接の実施方法については、具体的なマニュアルを機構から提供する。また、判断が困難な事案については機構に確認が可能。」と作業時期・頻度・条件等の欄に記載することとした。

(資料6-2実施要項案 9, 10/292 頁)

(資料6-2実施要項案 別紙4(業務仕様書) 85, 86/292 頁)

実施要項案の修正等とは別に、外国人留学生入居者数が右肩下がりの状況が続いているが、入居率を確保する観点から、日本人学生の入居割合を高めるなど、根本的な見直しが必要ではないかという御意見があり、機構から国の留学生政策等に基づき、機構が会館を国際交流の中核拠点として運営しているものであり、今後の国の留学生政策等の見直しの動向を踏まえ、慎重に検討を行いたいと考えているとの回答があった。

また、業務が多種多様であることから入札参加事業者が限られているのではないかと推察する。今後、業務の分割等について、検討が必要ではないかという御意見があり、機構から次期実施要項案の作成までに検討したいとの回答があった。

5. パブリックコメントの対応について

令和3年9月10日(金)から令和3年9月23日(木)まで、パブリックコメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。

— 以上 —